

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

市町名	区 域
下関市	<p>工領開作、松屋東町一丁目、松屋本町四、五丁目、王喜本町三丁目（11、14、18番の各区域に限る。）、王喜本町四丁目（1、2番の各区域に限る。）、王喜本町五丁目（2、4、5番の各区域に限る。）、王喜本町六丁目（4、6番の各区域に限る。）、王喜宇津井一、二、三丁目、木屋川南町二、四丁目、白崎一～四丁目、小月小島一丁目、小月小島二丁目（6～11番の各区域に限る。）、小月南町、小月本町一丁目（9番の区域に限る。）、小月本町二丁目（18番の区域に限る。）、小月駅前一丁目、小月茶屋一丁目（2、3、6、7番の各区域に限る。）、小月茶屋二丁目（3、6～8番の各区域に限る。）、大字清末、清末東町一～六丁目、清末中町二丁目（1～3、5～7、9～13番の各区域に限る。）、清末中町三丁目、清末鞍馬二丁目（1番の区域に限る。）、清末鞍馬三丁目（9番の区域に限る。）、清末五毛一丁目（4、5番の各区域に限る。）、清末千房三丁目（1、3、6番の各区域に限る。）、乃木浜一～三丁目、王司川端一丁目（1、3番の各区域に限る。）、王司川端二丁目（1～12、14～16番の各区域に限る。）、王司川端三丁目、王司本町一丁目（1～4、10、11番の各区域に限る。）、王司本町二丁目、王司本町三丁目（8、9番の各区域に限る。）、王司本町六丁目（2、4、5、8、9番の各区域に限る。）、ゆめタウン（小型船だまり敷地内に限る。）、亀浜町（王司漁港敷地内に限る。）、千鳥浜町、長府才川二丁目（14番の区域に限る。）、長府扇町（競艇場第3駐車場の区域に限る。）、長府港町（1、2、3番の各区域に限る。）、長府東侍町（1～4、10番の各区域に限る。）、長府宮崎町（4、9、10番の各区域に限る。）、長府外浦町（1番の区域に限る。）、長府黒門南町・長府黒門町・長府高場町・長府浜浦町（国道9号線より海側に限る。）、前田一丁目（15番の区域に限る。）、前田二丁目（1番の区域に限る。）、壇之浦町（1番の区域に限る。）、阿弥陀寺町（7番の区域に限る。）、唐戸町（5番の区域に限る。）、細江新町（5番の区域に限る。）、細江町二・三丁目（岸壁・物揚場の区域に限る。）、伊崎町二丁目（13、14番の各区域に限る。）、東大和町一丁目（10、11番の区域に限る。）、東大和町二丁目（8、9番の各区域に限る。）、大字六連島（漁港敷地内の区域に限る。）、彦島本村町三丁目（5番の区域に限る。）、彦島江の浦町六丁目（1、2、4、5、8、9、16番の区域に限る。）、彦島田の首町一丁目（9番の区域に限る。）、彦島弟子待町一丁目（8番の区域に限る。）、彦島塩浜町四丁目（霊園南側埋立地部分の区域に限る。）</p> <p>（ ）内の数字は街区符号を示しています。</p> <p>例：南部町<u>1</u>番1号（波線部分）</p>

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

<p>宇部市</p>	<p>西宇部南一丁目、大字沖ノ且（字真砂ヶ原、字下のふ里、字東古川、字中下横前、字下西ノ割、字下古土手及び字平江の各区域に限る。）、大字際波（字古川端、字下古川端、字河田、字下河田、字東河田、字櫛ノ木土手、字新開壺ノ割、字新開弍ノ割、字新開参ノ割、字新開四ノ割、字新開五ノ割、字壺ノ割、字弍ノ割、字参ノ割、字四ノ割、字五ノ割、字六ノ割、字七ノ割、字八ノ割、字九ノ割、字拾ノ割、字拾壺ノ割、字拾弍ノ割、字拾参ノ割、字拾四ノ割、字拾五ノ割、字拾六ノ割、字拾七ノ割、字拾八ノ割、字拾九ノ割、字弍拾ノ割、字廿一ノ割、字弍拾弍ノ割及び字弍拾参ノ割の各区域に限る。）、大字中野開作、大字妻崎開作、大字東須恵（字上一ノ割、字下一ノ割、字上二ノ割、字下二ノ割、字上三ノ割、字下三ノ割、字上四ノ割、字下四ノ割、字上五ノ割、字下五ノ割、字六ノ割、字九ノ割、字藤ヶ迫、字串毛田、字鶴、字亀、字松、字に一、字に二、字は二、字は三、字ろ一、字ろ二及び字い二の各区域に限る。）、浜田二丁目、浜田三丁目、松崎町、岩鼻町、西平原二丁目、西平原三丁目、西平原四丁目、東平原二丁目、文京町、東藤曲二丁目、鍋倉町、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目、大字藤曲（字九ノ割、字十ノ割及び字沖土手下の各区域に限る。）、大字東岐波（字越川の区域に限る。）</p>
<p>山口市</p>	<p>阿知須（牧ノ江、下浜田、沖砂郷、川端、中村三、縄田一、縄田新地、築地、小古郷北、小古郷沖及び遠石の各区域に限る。）、 嘉川（仁ノ割、新川付、前田東、古土手、へノ割第一、ほノ割第一、ほノ割第二、へノ割第二、へノ割第三、ほノ割第三、にノ割、はノ割、ろノ割、いノ割、長尾村、城山下村、法師岩、春山下村、蟹淵下村、千見折下村、土部田、吹上及び石原の各区域に限る。）、 江崎（上幸ノ江、下幸ノ江、幸ノ江、向北、向中、向西、向東、前浜、松崎、相原、相原南、唐樋、内開作、浦辺浜開作、浦辺本浴、大浦、大浦山、梅ヶ崎及び梅ヶ崎西の各区域に限る。）、 佐山（新地一、新地二、鳥打一、鳥打二、渚サ一村一、渚サ一村二、渚サ二村一、渚サ二村二、渚サ三、濱附一、濱附二、濱附三、古龍神、鳩岡一、鳩岡二、汐田、一ノ牧江、二ノ牧江及び四ノ牧江の各区域に限る。）、 秋穂東（先大河内弍番、大浜中弍番、浜条弍番、井戸南條、浜田壺番、越地、内浜弍番、内浜、石崎、宮脇、花香、加茂、東浜町、藤田新町、五軒町、橋本、江端及び小浜の各区域に限る。）、 秋穂西（壺ノ黒、壺ノ瀉、弍ノ黒、弍ノか、弍ノた、三ノ弍、三ノ黒、三ノか、三ノた、四ノく、四ノろ、四ノか、五ノく、五ノろ、五ノか、五ノた、六ノく、六ノろ、六ノか、堀川、七ノ弍、七ノく、七ノろ、七ノか、七ノた、七ノ西、門樋、狐崎、八ノか、八ノた、八ノ西、九ノ三東、九ノ三西、九ノ四、九ノ大西、北横浜、横浜、拾ノ三、拾ノ四、拾ノ五、拾壺ノ二、拾壺ノ三及び拾壺ノ四の各区域に限る。）、 秋穂二島（奥干見崎、八反、和西、干見崎北、干見崎中、干見崎南、上夕</p>

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

<p>山口市</p>	<p>北、上タ中、上タ南、大里北、大里中、大里南、開作一、開作二、開作三、開作四、開作五、開作六、開作七、開作八、割引、屋敷床、岩崎一、岩崎二、古浜、青作、小島、東村、中一、中二、中三、小島沖、国司、長沢、東河内、潟村、潟二ノ村、西沖原、沖村、下沖、二島浜、東浜北ノ切、高須、沖西浜東ノ切、沖西浜西ノ切、東汐田、西汐田、前汐田、三町、自力一、自力二、大口、南前壺ノ切、南前式ノ切、南前三ノ切、南前四ノ切、南前五ノ切、南前六ノ切、南前七ノ切、南前八ノ切、南前九ノ切、南前十ノ切、南前、幸崎、納屋、長浜及び川東の各区域に限る。)、 小郡上郷(岸田の区域に限る。)、 小郡下郷(中割壺、東割壺、東割式、東割三及び開作式の区域に限る。)、 小郡三軒屋町、 深溝(玄珍中、玄珍南、一ノ割、二ノ割、三ノ割、四ノ割、五ノ割、六ノ割、七ノ割、八ノ割、九ノ割、十ノ割、十一ノ割、十二ノ割、十三ノ割、十四ノ割、十五ノ割、十六ノ割、十七ノ割、十八ノ割、十九ノ割、二十ノ割、二十一ノ割、二十二ノ割、二十三ノ割、二十四ノ割、樋ノ口、二十五ノ割、三番浜田、二番浜田、一番浜田、古土手付、ほノ割、にノ割、はノ割、ろノ割、いノ割、宮ノ下北、宮ノ下南、東浜田、住吉、江ノ内、自分開作、一ノ通、二ノ通、寄江西、三ノ通、四ノ通、寄江東、五ノ通、熊の丸、狐越、藤尾東田村及び白浦の各区域に限る。)、 陶(東古田、西古田、沖瀬原東、沖瀬原西、西瀬原一、西瀬原二、西瀬原三、壺ノ坪、東高潟、碓原北、碓原南及び貝荷地の各区域に限る。)、 名田島(後西、後中、後東、小田、西藏ノ前、中蔵ノ前、蔵ノ前、高関、壺町田、古土手、高潟、屋敷附、四丁目、東蔵ノ前、吹上ゲ、上中ノ割、中ノ割、砂入、下ノ割、壺ノ切、二ノ切、三ノ切、四ノ切、五ノ切、干見崎、薬師、榎野上、榎野下、南若上及び南若下の各区域に限る。)</p>
<p>防府市</p>	<p>大字台道(上田一ノ割、上田二ノ割、上田三ノ割、上田四ノ割、上田五ノ割、上田六ノ割、濱田一ノ割、濱田二ノ割、濱田三ノ割、濱田四ノ割、濱田五ノ割、濱田手先、一ノ割、二ノ割、三ノ割、四ノ割、五ノ割、六ノ割、南堀ノ口、上西開作、下西開作及び東開作の各区域に限る。)、 大字佐野(新開作、一ノ割第1、一ノ割第2、二ノ割第1、二ノ割第2、三ノ割第1、三ノ割第2、四ノ割第1、四ノ割第2、五ノ割第1、五ノ割第2、六ノ割第1、六ノ割第2、六ノ割第3、村上開作第2、遠ヶ崎下、上自力第1、上自力第2、いノ筋下第1、いノ筋下第2、ろノ筋第1、ろノ筋第2、ろノ筋第3、ろノ筋第4、はノ筋、にノ筋、ほノ筋、へノ筋、とノ筋及び樋尻の各区域に限る。)、 大字植松(いノ字、呂ノ字、波ノ字、仁ノ字、保ノ字、登ノ字、知ノ字、利ノ字、加ノ字、和ノ字、留ノ字、三ノ坪一ノ割、三ノ坪二ノ割、三ノ坪三ノ割、久々一ノ割、久々二ノ割、久々三ノ割、久々四ノ割、久々五ノ割、西生須、東生須、下生須、上生須、生須五ノ丁、生須六ノ丁、生須、和か</p>

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

<p>防府市</p>	<p>り、高田、大島、開キ、前村、樋尻、入合、西嶋田、惣田、兵たん、淵ノ上、淵ノ上八ノ丁、神田、亀田、田屋、中村、北樋、中樋、秋田、惣金、南落町、弘戸、浜川、門村、新田、江向、岡田、小野、岩田、栗田、中川、中村、各村、浜田、黒田及び二反田の各区域に限る。）、 大字西浦（石崎第1、沖土手、下投、下投第1、下投第2、下投第3、捨石、捨石第1、上投、上投第1、上投第2、上投第3、上投第4、上投第5、女山、女山第3、上吉、上吉第1、上吉第2、上吉第3、上吉第4、上吉第5、二ノ樋、二ノ樋第1、二ノ樋第2、二ノ樋第3、二ノ樋第4、二ノ樋第5、三ノ坪、三ノ坪第1、三ノ坪第2、三ノ坪第3、下吉、下吉第1、下吉第2、下吉第3、下吉第4、下吉第5、一二割、鯖川土手附、鯖川土手附第1、鯖川土手附第2、鯖川土手附第3、鯖川土手附第4、下自力、一二割、一二割第1、一二割第2、一二割第3、一二割第4、三四割、三四割第1、三四割第2、三四割第3、三四割第4、五六割、五六割第1、五六割第2、五六割第3、五六割第4、七八割、七八割第1、七八割第2、七八割第3、七八割第4、九十割、九十割第1、九十割第2、九十割第3、九十割第4、十一十二割、十一十二割第1、十一十二割第2、十一十二割第3、十一十二割第4、十三割、十三割第1、十三割第2、十三割第3、十三割第4、沖本土手附及び沖本土手附第1の各区域に限る。）、 大字田島（上地一筋第2、上地一筋第3、上地一筋第4、上地一筋第5、上地二筋第3、上地二筋第5、上地二筋第6、上地三筋第5、上地三筋第6、上地四筋第5、上地四筋第6、上地四筋第7、前町東、前町西、東浜、川添、川井、下河、浜内東第1・第2、浜内東第3、浜内中筋第3、浜内中筋第4、浜内西第3、浜内西第4及び白浜の各区域に限る。）、 大字浜方（南蛮樋、南新地、北新地、中浜及び古浜の各区域に限る。）、 大字新田（問屋村、反橋村、自力村、塩屋村、免ノ登、西水村、水村、岡村、樋前及び今町の各区域に限る。）、 大字向島（大田渚、長通り渚、下ノ田渚、浜辺渚及び雁田渚の各区域に限る。）、 勝間一丁目、勝間二丁目、鐘紡町7、 大字牟礼（津ノ3、津ノ4、津ノ5、上馬刀川、馬刀川尻、三宅開作、三宅開作東及び柳川尻の各区域に限る。）、 大字江泊（勘場、東前町、西前町、畠中、南蛮樋、和田屋、三ノ榊、樋屋、廣村屋、叶屋、重野屋、中西屋、西手先及び新川の各区域に限る。）、 大字富海（浦開作、西町、新開作、走り出第2及び堀田谷の各区域に限る。）</p>
------------	---

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

<p>下松市</p>	<p>大字笠戸島（字瀬戸山、字細折、字黒石、字瓦場、字幸神、字橋本、字仲屋、字戎、字伊呂波、字打越、字寺崎、字葛原、字麩朶の木（県道笠戸島公園線より海側の区域に限る。）、字落ヶ浦（県道笠戸島公園線より海側の区域に限る。）、字北網代（県道笠戸島公園線より海側の区域に限る。）、字尾郷（県道笠戸島公園線より海側の区域に限る。）、字船隠（市道江の浦1号線より海側の区域に限る。）、字宮本、字漬抜、字山下、字富家、字郷中、字南橋本、字竹村、字竹ノ下、字西ヶ浴、字深清水、字船附及び字守田の各区域に限る。）、 大字西豊井（字西大正町及び字喜重屋の各区域に限る。）、大字東豊井（字鋼飯及び字宮ノ洲の各区域に限る。）、大字平田（字東潮上及び字鶴浜二ノ杵の各区域に限る。）、大字末武下（字西土手添の区域に限る。）、大字末武中（字荒神（市道本通りより南側の区域に限る。）の区域に限る。）、潮音町1丁目（市道塩がま線より南側の区域に限る。）、 潮音町7丁目、新川1丁目、新川2丁目、新川3丁目、新川4丁目、駅南2丁目（市道新町南小路線より南側の区域に限る。）、中市2丁目</p>
<p>岩国市</p>	<p>今津町1丁目、今津町2丁目、今津町3丁目（1～8、11～17番の各区域に限る。）、今津町4丁目（1～8番の各区域に限る。）、山手町1丁目（1～21、23、24番の各区域に限る。）、山手町2丁目（1～9、14、15番の各区域に限る。）、立石町1丁目、立石町2丁目、立石町3丁目、砂山町1丁目、砂山町2丁目（1～6、8、9番の各区域に限る。）、室の木町1丁目（1～5番の各区域に限る。）、室の木町2丁目（1、2番の各区域に限る。）、麻里布町1丁目、麻里布町2丁目、麻里布町3丁目、麻里布町4丁目、麻里布町5丁目、麻里布町6丁目、麻里布町7丁目、川口町1丁目、川口町2丁目、三笠町1丁目、三笠町2丁目、三笠町3丁目、元町1丁目、元町2丁目、元町3丁目、元町4丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、昭和町3丁目、桂町1丁目、桂町2丁目、日の出町、飯田町1丁目（2、3番の各区域に限る。）、飯田町2丁目（8、9番の各区域に限る。）、飯田町3丁目、新港町1丁目（3、4番の各区域に限る。）、新港町2丁目（7番の区域に限る。）、新港町3丁目（7、9～14番の各区域に限る。）、新港町4丁目（1～7番の各区域に限る。）、装束町1丁目（国道2号線より海側に限る。）、装束町4丁目（13、14番の各区域に限る。）、装束町5丁目（国道2号線よりJR山陽本線側に限る。）、装束町6丁目（岩国港沿岸に限る。）、中津町1丁目（1、3、4、9、13～24番の各区域に限る。）、中津町2丁目、中津町3丁目、車町1丁目（4～6、8、9、11～16番の各区域に限る。）、車町2丁目、車町3丁目、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、三角町、川下町1丁目（6～13番の各区域に限る。）、川下町2丁目、川下町3丁目、尾津町1丁目（3～7、11～13番の各区域に限る。）、尾津町2丁目（1、2、11、13～16、18、19、23番の各区域に限る。）、尾津町3丁目、尾津町4丁目、尾津町5</p>

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

<p>岩国市</p>	<p>丁目、門前町1丁目（7～19番の各区域に限る。）、門前町2丁目（1、19、20、23、28、31～33番の各区域に限る。）、門前町3丁目、門前町4丁目、門前町5丁目、南岩国町1丁目、南岩国町2丁目（1、2番の各区域に限る。）、南岩国町3丁目、南岩国町4丁目（56～59、63～66番の各区域に限る。）、灘町、藤生町1丁目（国道188号線より海側に限る。）、通津（JR山陽本線より海側に限る。）、柱島、柱島黒島、柱島端島、由宇町港1丁目、由宇町港2丁目、由宇町港3丁目（1、4番の各区域に限る。）、由宇町中央1丁目、由宇町中央2丁目（3、6番の各区域に限る。）、由宇町南2丁目（1～8番の各区域に限る。）、由宇町南沖1丁目（1～3、6～12番の各区域に限る。）、由宇町北1丁目、由宇町北2丁目、由宇町北6丁目（1～4、11番の各区域に限る。）、由宇町北7丁目、由宇町神東（JR山陽本線より海側に限る。）</p>
<p>光市</p>	<p>光井二丁目、室積二丁目、室積三丁目、室積五丁目、室積六丁目、室積七丁目、室積八丁目、大字牛島、大字島田（字八幡の区域に限る。）</p>
<p>柳井市</p>	<p>姫田、山根、土手町、天神、新天地、東土手、新市北、新市、新市南、新市沖、北浜、柳井蠨田、柳井岡田、柳井龍華、柳井古御旅所、柳井浜田、柳井宮本、柳井宮ノ下、柳井走り出、柳井河原、柳井沖田、柳井宮本開作西ノ割、柳井宮本開作中ノ割、柳井宮本開作東ノ割、柳井房田川床、柳井宮本塩浜（市道宮本塩浜1号線以北に限る。）、柳井三本松、柳井大田（JR山陽本線以南に限る。）、柳井行年（JR山陽本線以南に限る。）、柳井神花原（JR山陽本線以南に限る。）、柳井稲積（JR山陽本線以南に限る。）、柳井春日尻、柳井江ノ浦、柳井岸ノ下、南浜1丁目、南浜2丁目、南浜3丁目、南浜4丁目、ニュータウン南町、南町1丁目、南町2丁目、南町3丁目、南町4丁目、南町5丁目、南町6丁目、南町7丁目、古開作田布路木新開、古開作田布路木（市道西向地線以東に限る。）、古開作狐崎、古開作西土穂石、古開作東土穂石、古開作西東條、古開作中東条、古開作池開、古開作広瀬、古開作広瀬中島、古開作広瀬古川、古開作境開、古開作東條、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、駅南、新庄築出（JR山陽本線以南に限る。）、伊保庄東吉田、伊保庄高須浜、伊保庄下山、伊保庄梅ヶ迫、伊保庄北高須、伊保庄（高須）二反田、伊保庄東田布路木、伊保庄吉田、伊保庄高須（市道南町小木尾線以東に限る。）、伊保庄東高須（市道南町小木尾線以東に限る。）、伊保庄高石（市道南町小木尾線以東に限る。）、伊保庄岡田（市道南町小木尾線以東に限る。）、伊保庄小池（市道南町小木尾線以東に限る。）、伊保庄船瓦、伊保庄小田浜、伊保庄上ヶ浜、伊保庄折波、伊保庄小木尾、伊保庄木戸、伊保庄亀嶋、伊保庄赤石、伊保庄（神出）二反田、伊保庄浜添、伊保庄南瀬越、伊保庄小崎、伊保庄火見崎、伊保庄上黒嶋、伊保庄黒嶋、伊保庄疫神、伊保庄浜、伊保庄井戸、伊保庄横田、伊保庄大段、伊保庄山根、伊保庄川尻、伊保庄前小</p>

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

柳井市	<p>野、伊保庄流田、伊保庄上中浜、伊保庄中浜、伊保庄八幡、伊保庄初田、伊保庄土地田、伊保庄開作、伊保庄馬越、伊保庄二本松、伊保庄加茂前、伊保庄相達、伊保庄鳥井田、伊保庄汐入、伊保庄御馬、伊保庄土井之内、伊保庄近長浜、阿月林之下、阿月江頭、阿月延兼、阿月東、阿月阿月、阿月西、阿月松浦、阿月江ノ上（県道柳井上関線以東に限る。）、阿月川添（県道柳井上関線以東に限る。）、阿月松崎（県道柳井上関線以東に限る。）、阿月浜之上（県道柳井上関線以東に限る。）、阿月竹之浦（県道柳井上関線以東に限る。）、阿月長崎（市道青木竹ノ浦線以南に限る。）、阿月折葉（県道柳井上関線以東に限る。）、阿月山添（県道柳井上関線以東に限る。）、阿月宇積、阿月五反田、阿月七反田、阿月妻崎、阿月湯原（県道柳井上関線以東に限る。）、平郡波戸上、平郡波戸平、平郡扇子田、平郡石原河下、平郡歳国、平郡大中手、平郡鋤先、平郡火屋先、平郡阿宗先、平郡久保（県道東浦西浦線以西に限る。）、平郡中崎（県道東浦西浦線以西に限る。）、平郡海甫（県道東浦西浦線以西に限る。）、神代沖田、神代石神、神代鍋網代（J R 山陽本線以南に限る。）、神代新開、神代蟹田（J R 山陽本線以南に限る。）、神代虎松（J R 山陽本線以南に限る。）、神代吉宇登、神代江ノ口、神代江ノ尻、神代天神尾、大島榎ヅリ（J R 山陽本線以南に限る。）、大島赤崩（J R 山陽本線以南に限る。）、大島潮ノ面（J R 山陽本線以南に限る。）、大島広兼（J R 山陽本線以南に限る。）、大島見ノ越し（J R 山陽本線以南に限る。）、大島む祢飛路（J R 山陽本線以南に限る。）、大島浦、大島新屋敷、大島石神、大島宗任、遠崎（J R 山陽本線以南に限る。）</p>
周南市	<p>大字戸田（四郎谷西、四郎谷東、桑原、津木西及び津木東の各自治会の区域に限る。）、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、中畷町、かせ河原町、室尾一丁目、室尾二丁目、新地町（県道172号以南の区域に限る。）、西柵町、社地町、新田二丁目（11番地の区域に限る。）、福川一丁目（県道347号以南の区域に限る。）、福川南町、温田二丁目、港町、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、小川屋町、大字富田浜田（県道347号以南の区域に限る。）、古市一丁目、開成町、竹島町、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、椎木町、道源町、三笹町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村南町、渚町、大字富田仙島、川手二丁目、川崎二丁目（国道2号以南の区域に限る。）、西千代田町、江口1丁目、御影町、入船町、権現町、千代田町、住崎町、徳山港町、築港町、晴海町、那智町、新宮町、宮前町、由加町、鼓海1丁目、鼓海2丁目、鼓海3丁目、大字櫛ヶ浜（J R 山陽本線以西の区域に限る。）、大字栗屋（堀川運河以東及び奈切自治会の区域に限る。）、大字大島（居守1、居守2、居守3、東本浦、東中浦、西中浦、西本浦及び大和の各自治会の区域に限る。）、大字給島（大東、川端、浦中及び中小路の各自治会の区域に限る。）、大字大津島</p>

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

山陽小野田市	<p>大字西高泊（台の田、高須、一の割、二の割、三の割、四の割、黒葉山向、黒葉山、西ヶ浜向、古西ヶ浜、一の西ヶ浜（国道190号以南に限る。））、李、本浴、小深江、西ヶ浜、黒崎、黒崎開作、一の西開作、中原、網掛、平原沖（JR山陽本線以南に限る。）、根ヶ山沖、神田前、神田沖、ワカリ、烏帽子岩沖、烏帽子岩前、東大塚、二東大塚、三東大塚、西大塚、二西大塚、三西大塚、本割、二の本割、土手内、前田、浜及び浜漁港の各区域に限る。）、</p> <p>大字東高泊（二の横道、三の横道、一の下木屋、一の上木屋（JR山陽本線以南に限る。）、二の上木屋、三の上木屋、上木屋汐透、汐透（JR山陽本線以南に限る。）、上木屋（JR山陽本線以南に限る。）、上一二の割（JR山陽本線以南に限る。）、一の目出前、二の目出前、三の目出前、一の竜岩、二の竜岩、二の龍岩沖中川、東州賀、西州賀、西一の割、長田屋下、西長田屋、西長田屋下、高州、高州東、高州中、高州西上、州賀、中下六の割、一の貝柄塚、二の貝柄塚、三の貝柄塚、四の貝柄塚、五の貝柄塚、六の貝柄塚、二の小州賀、横土手、横土手下及び平原沖（JR山陽本線以南に限る。）の各区域に限る。）、</p> <p>大字小野田（二の辰岩、疣石、二反田二、小野田1の割（JR小野田線以西に限る。）、小野田2の割（JR小野田線以西に限る。）、小野田9の割、港及び刈屋漁港の各区域に限る。）、</p> <p>大字郡（濱、上ノ濱、渡場、一ノ開作、二ノ開作、鹿ノ子田、前田、物苅、二ノ大手原、</p> <p>一ノ一、一ノ二、一ノ三、一ノ四、一ノ五、一ノ六、一ノ七、</p> <p>二ノ一、二ノ二、二ノ三、二ノ四、二ノ五、二ノ六、二ノ七、</p> <p>三ノ一、三ノ二、三ノ三、三ノ四、三ノ五、三ノ六、三ノ七、</p> <p>四ノ一、四ノ二、四ノ三、四ノ四、四ノ五、四ノ六、四ノ七、</p> <p>五ノ一、五ノ二、五ノ三、五ノ四、五ノ五、五ノ六、</p> <p>六ノ一、六ノ二、六ノ三、六ノ四、六ノ五、六ノ六、</p> <p>七ノ一、七ノ二、七ノ三、七ノ四、七ノ五、七ノ六、</p> <p>八ノ一、八ノ二、八ノ三、八ノ四、八ノ五、</p> <p>九ノ一、九ノ二、九ノ三、</p> <p>沖一ノ一、沖一ノ二、沖一ノ三、沖一ノ四、沖一ノ五、</p> <p>沖二ノ一、沖二ノ二、沖二ノ三、沖二ノ四、沖二ノ五、</p> <p>沖三ノ一、沖三ノ二、沖三ノ三、沖三ノ四、沖三ノ五、</p> <p>沖四ノ一、沖四ノ二、沖四ノ三、沖四ノ四、沖四ノ五、</p> <p>沖五ノ一、沖五ノ二、沖五ノ三、沖五ノ四、沖五ノ五、沖五ノ六、</p> <p>下畠田、取切、入川、ケンギョウ、猿渡、今田、古戎、宮崎、鹿数馬社及び梶漁港の各区域に限る。）、</p> <p>大字埴生（赤子寝、傍示開作、傍示、矢倉、西糸根、糸根（国道190号以南に限る。）、前場（国道190号以南に限る。）、浜崎、下市、中市、上市、</p>
--------	---

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

山陽小野田市	<p>作り道、境川及び埴生漁港の各区域に限る。)、 大字津布田(五ノ上田、一ノ上田、一ノ森本、二ノ森本、三ノ平田、中塚、京坪、串及び串沖の各区域に限る。)、 日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、日の出四丁目、新生一丁目、新生二丁目、旭町一丁目、 くし山一丁目1、くし山一丁目2、くし山一丁目3、くし山一丁目4、 くし山一丁目5、くし山一丁目6、くし山一丁目7、くし山一丁目13、 くし山一丁目14、くし山一丁目15</p>
周防大島町	<p>大字椋野(字平岩第二、字大西、字西ノ原、字中西、字厚朴、字三町田、字新三町田、字町長、字天満崎、字山下、字新山下、字下庄財家、字小塩田、字江ノ串、字蟻塚第三、字江ノ尻、字蟻塚第一、字辰ノ神田、字久保山、字丸子、字浜田及び字釣岩の各区域に限る。) 大字久賀(字吹ケ迫、字北明神、字島明神、字島明神東、字浜屋敷、字浜畠南、字浜畠、字宗光、字石仏、字石仏東、字氏沖、字平安東、字流田下、字流田、字池田、字片神下、字熊本北、字熊本、字中辻北、字中辻下、字新開、字竜頭下、字新蔵浜、字蔵浜、字古町西、字古町、字丹保、字阿弥陀寺、字堅小路西、字辻屋、字洲崎、字蛭子、字川端、字前開作西、字前開作、字浜崎、字浜老屋、字御幸松沖、字江尻浜、字水尻下、字風なし、字風なし下、字浜田東、字馬殿、字なめら東、字うと、字なめら南、字尼こて下、字大迎緑、字東神田下、字ふけ下、字矢倉松下、字平林下及び字鼻操東の各区域に限る。) 大字家房(字打ノ前、字大東、字家房神田、字久保、字家房原及び字西脇の各区域に限る。) 大字出井(字東山、字友末南、字白宇尻、字浜東、字浜西、字中崎、字西浜、字追通、字追通中、字追通南、字丸岩、字水尻、字雨ヶ浦東及び字雨ヶ浦の各区域に限る。) 大字戸田(字丸田、字葉山、字日ノ浦、字立石、字柳ケ迫、字皆地、字五反田、字江ノ口、字赤石、字浜及び字脇田の各区域に限る。) 大字横見(字丸灰、字友信南、字友信、字塩田、字濱、字田中、字三ノ坪、字平松及び字丸田の各区域に限る。) 大字日見(字推名田、字桑ノ木、字浜、字塩町、字八戸及び字城ケ脇の各区域に限る。) 大字志佐(字腹見石、字長畑、字遠田、字遠田浜、字大原、字下追田、字追田浜、字塩田、字石ノ中、字清水、字北塩田、字浜東、字浜中、字浜、字浦田、字町田、字脇及び字脇浜の各区域に限る。) 大字小松開作(字細畠、字大串、字友貞、字中良田、字大ケ迫、字代ノ田、字爛場、字石ヶ坪、字唐樋、字金屋、字松ヶ崎、字浜脇、字浜田、字小方、字上浜、字下浜、字若浜、字荒田、字水車、字丸山及び字大川の各区域に限る。)</p>

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

周防大島町	<p>大字小松（字安迫、字南、字川尻、字国木田、字北一、字北二、字油通、字八反田、字砂田、字石丸新開、字石丸、字東石、字方丈坊、字新浜、字酒造り、字御開作、字南町、字月ノ木、字北町、字貞森、字氏久保、字世並津、字平原、字城ノ越、字磯崎及び字瀬戸の各区域に限る。）</p> <p>大字笠佐島（字石端及び字北浦の各区域に限る。）</p> <p>大字西屋代（字国木田、字角田、字大田尻、字樋ノ内、字亀川及び字中田の各区域に限る。）</p> <p>大字西三蒲（字平床、字小瀬、字小瀬中、字小瀬下、字城山、字江口、字西田、字西田下、字西田上、字登遊、字浜屋敷、字八郎丸、字横田、字山下、字西開作及び字明神松の各区域に限る。）</p> <p>大字東三蒲（字中塚、字相堀田、字大寿賀、字横田、字塩田、字東、字前開作、字東濱、字東後、字岩磯、字丸子、字若宮、字中磯北、字赤松前、字赤松先及び字鳶ノ巣の各区域に限る。）</p> <p>大字伊保田（字伊ノ浦、字伊ノ浦式、字大畑、字田ノ浦、字西ノ浦、字佛ノ浦、字両源田、字雨振東、字雨振、字月ノ木、字小田、字西小田、字東脇、字東脇二、字東一、字東浜、字中浜、字西浜、字宮下、字宮崎、字泊り浜、字平岩、字院中一、字院中二、字院中西、字中ヶ脇、字中ヶ脇西、字中田、字大田、字大田西及び字角脇の各区域に限る。）</p> <p>大字油宇（字さや東、字さや西、字小池、字浜南、字浜辻、字中浜、字樋口、字宮ノ前、字おも田、字泊、字辻道、字国友東、字国友西、字吉上、字明神、字大田、字馬ヶ原西、字板ノ越東、字板ノ越、字小黒谷東、字小黒谷中、字小黒谷西、字両黒谷、字大黒谷東、字大黒谷中及び字大黒谷西の各区域に限る。）</p> <p>大字和田（字丸北、字丸西、字魚すき、字竹ヶ迫、字黒本、字ずし、字慰子、字原、字明神上、字矢尻、字向井、字泊下、字とノ泊、字ろノ泊、字ちノ泊、字橋濱、字吉竹、字濱、字江、字庄ノ濱及び字穴戸の各区域に限る。）</p> <p>大字内入（字穴戸、字穴戸西、字浜、字中浜、字西浜東、字西浜、字見上、字竹田、字磯脇南、字荒網代浜、字帯子浜、字帯子、字羽仁東、字羽仁浜、字大町東及び字大町の各区域に限る。）</p> <p>大字小泊（字大町、字大町東、字東南、字東浜、字東中浜、字中浜、字西浜、字天神下、字天神上、字天神浜、字泊浜及び字先小泊の各区域に限る。）</p> <p>大字和佐（字磯、字東浜、字中浜、字西浜、字東冷田、字西冷田及び字東中崎の各区域に限る。）</p> <p>大字神浦（字竹田、字宮俊、字東浜、字西浜及び字脇の各区域に限る。）</p> <p>大字森（字前神崎、字宮ノ下、字東片上、字片上、字西片上、字上入浜、字中入浜、字西盛、字東盛、字鹿老渡、字土井下、字塩田及び字走出の各区域に限る。）</p> <p>大字平野（字祇園、字津高及び字長浜の各区域に限る。）</p>
-------	---

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

周防大島町	<p>大字西方（字先湯田、字湯田、字長浜、字小磯、字長崎東、字長崎、字長崎郷、字長崎向イ、字小神田、字柿ノ水、字石原田、字正田鳥越、字正田、字越ノ田、字上越田、字下田沖、字下田布、字下田、字下田西沖、字一宮、字山崎、字池下、字蟹田、字江尻、字牛丸木下、字磯ノ上、字和田、字横島、字五反田、字船越西、字明神、字船越、字船越沖、字船越向、字江ノ口、字樋ノ口、字かれい町、字小浦、字鹿ノ瀬下、字前ノ鹿ノ瀬、字小積浜、字先ノ久保、字竹ノ久保、字中磯下、字瀬戸平下、字大積、字川尻及び字波戸ノ上の各区域に限る。）</p> <p>大字外入（字弁才天、字大泊、字泊、字坪川、字鬼ヶ迫、字浜田、字片神、字松田、字入浜、字明見、字神田、字岡明見、字宮下、字寺替地、字三下、字山根、字田行、字磯上、字小好、字田ノ浦北、字伊崎及び字立石の各区域に限る。）</p> <p>大字地家室（字磯崎南、字磯上中、字磯上東、字江上、字江上中、字浜西、字浜、字佐連西、字佐連南、字佐連、字佐連浦及び字佐連東脇の各区域に限る。）</p> <p>大字沖家室（字洲崎鼻、字洲崎中、字刈山下、字刈山上、字前刈山、字峠ノ下、字峠丁、字向城、字中丁、字南丁、字宮ノ上、字横撫西及び字横撫中の各区域に限る。）</p> <p>大字浮島（字戸井出、字田布、字樽見西、字樽見東、字大樽見、字柳、字小柳、字大柳、字楽ノ江小浦、字楽ノ江、字黒岩、字水尻、字先中浦、字中浦、字中磯、字江向、字本浦、字上ノ山、字立目及び字先立目の各区域に限る。）</p> <p>大字秋（字江頭、字江ノ口、字町田、字蛭子前、字大原、字吉浦西、字吉浦中、字吉浦東及び字沢田の各区域に限る。）</p> <p>大字西安下庄（字大泊り、字黒磯、字前黒磯、字田ノ浦南、字田ノ浦、字田ノ浦北、字根長、字小浦、字三原、字庄浜西、字庄浜中、字庄浜東、字宮崎、字宮崎東、字三ツ松、字三ツ松西、字三ツ松中、字三ツ松東、字三ツ松上、字松田西、字松田東、字甲山、字真宮南及び字真宮の各区域に限る。）</p> <p>大字東安下庄（字西浦、字東浦、字古城、字法浄寺、字原畑、字船倉、字屋敷、字江ノ口、字砂島、字水ヶ浦、字蛭子ヶ浦、字向佐連、字聳ヶ浦、字女夫池、字於市ヶ浦、字西岩浜、字中岩浜、字東岩浜、字浜、字鹿家、字江ノ上、字東田及び字浜畑の各区域に限る。）</p> <p>大字油良（字カニ田、字大田、字行通、字杭田、字神北、字初目、字元寺、字堀、字神田、字門、字汐入、字新川、字南、字樋口、字西浜、字浜田、字堅田、字河内、字於井手、字於井手岡、字明、字加井、字網代北及び字網代の各区域に限る。）</p> <p>大字土居（字小浜西、字黒磯、字布施、字布施東、字浜東、字東浜中、字西浜中、字菰ノ尻、字土居田、字土居、字浜西、字川西、字浜田、字浜田</p>
-------	--

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

周防大島町	西、字塩浜、字森友及び字森友西の各区域に限る。)) 大字日前(字白鳥、字塩浜、字浜東、字浜中、字森友、字森友西、字浜西、字堅田、字江ノ内、字横綱代、字横綱代北、字大谷、長浜、郷下、長浜北、字鼻操及び字鼻操南の各区域に限る。)
和木町	大字和木(字前山の区域に限る。)、和木1丁目、和木2丁目、和木3丁目、和木4丁目、和木5丁目、和木6丁目
上関町	大字長島(上関地区(1区、2区、3区、4区、9区、10区、11区、12区、13区、14区(県道光・上関線以北に限る。))、15区及び16区に限る。)、戸津地区、中ノ浦地区、四代地区(2区の町道蒲井・四代線以東に限る。))、 大字室津(志田地区(1区の県道光・上関線以西に限る。))、昭和町地区(1区に限る。))、西町地区、本町地区、中町地区及び瀬戸地区に限る。))、 大字祝島(祝島地区(7区及び8区の一般県道祝島線以北に限る。))に限る。))
田布施町	大字下田布施(字海田、字汐除、字一本松、字立筋、字南立筋、字上古川、字中古川、字下古川、字樋尻、字向井川及び字古汐廻の各区域に限る。))、 大字麻郷(字東固屋、字小浴、字一ノ割、字川添、字小島、字川尻、字小島、字東下山、字中八海、字八海、字下八海、字國屋、字中屋、字鶴市屋、字緑屋、字下道越、字上道越、字小毛崎、字平山、字海田、字古開作、字鶴屋、字源治、字浜田、字亀屋、字重田屋、字米出、字西浜、字福田、字長田屋、字横越、字南浜、字菊屋、字下泊り、字恵比須下、字江ノ内、字大黒屋、字原井松、字上原、字瀬戸及び字見之越の各区域に限る。))、 大字別府(字江田、字麻里府、字新宮、字外雀、字沖川尻、字奥明神原、字川尻及び字琵琶首の各区域に限る。))、 大字馬島(字東浦及び字口屋の各区域に限る。))
平生町	大字豎ヶ浜(字亀岩、字古川、字築出、字三軒屋、字西組、字東組、字開作壺ノ割、字式ノ割上、字式ノ割下、字磯崎、字人島、字三ノ割及び字古汐廻の各区域に限る。))、 大字平生町(字長浜、字角浜、字西浜、字西ノ町、字新市町、字戎町、字土手町、字東浜、字桜町、字三枚浜、字野島町及び字湊ノ内の各区域に限る。))、 大字平生村(字磯崎、字西土手、字坂ノ下壺ノ割、字坂ノ下式ノ割、字上西浜、字坂ノ下三ノ割、字西浜、字吉原壺ノ割、字吉原式ノ割、字吉原三ノ割、字下豊田壺ノ割、字下豊田式ノ割、字東豊田壺ノ割、字出雲屋、字横割、字十三割、字十八割、字上土手添、字下土手添、字上東浜、字若浜、字横浜、字下東浜、字平堤及び字南西原の各区域に限る。))、 大字大野南(字湊内及び字北総行の各区域に限る。))、 大字大野北(字野島の区域に限る。))、 大字曾根(字六枚、字御開作五番浜、字御開作六番浜、字御開作七番浜、

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

平生町	<p>字御開作八番浜、字御開作九番浜、字御開作拾番浜、字御開作拾壺番浜、字隅田、字垣屋浜、字浅屋浜、字垣屋内、字沖、字本開作、字坂本、字長尾、字御開作一番浜、字御開作二番浜、字御開作三番浜、字御開作四番浜、字古萬屋、字西五反田、字大堤、字弍反田、字佐賀浜、字土井屋、字竹嶋屋、字三ノ榭亀山屋、字二ノ榭松島屋、字二ノ榭橋立屋、字三ノ榭松坂屋、字三ノ榭鶴崎屋、字二ノ榭宮嶋屋、字明地、字木屋、字横畠、字新地、字東水場、字西水場、字名切、字光本、字明神、字百濟部浜、字柳坪及び字神田の各区域に限る。）、</p> <p>大字佐賀（字阿多田島、字田名、字戸浜、字才ヶ原、字除地、字東除地、字君石、字土井の内、字下伊保木、字戎畠、字浜崎、字神田、字西尾土路、字尾土路、字船付、字西本郷、字東本郷、字下松本、字西浜田、字浜田、字岩田、字荒木、字狐岩、字横道、字志多ヶ迫、字西江本及び字若宮の各区域に限る。）、</p> <p>大字小郡（字下秋森及び字黒岩の各区域に限る。）、</p> <p>大字尾国（字西沖ノ口、字田名辺、字浜、字用作、字横田、字岡、字脇及び字大久保の各区域に限る。）、</p> <p>大字佐合島（字北屋敷、字南屋敷、字浜屋敷、字前田、字脇之浜及び字道徒崎の各区域に限る。）</p>
-----	---